

に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第七條第一項の規定により揮発油税の申告にあわせて申告しなければならぬ地方揮発油税の申告を、当該揮発油税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことにより地方揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合は、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該地方揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により前條第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附則抄 1 この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。

附則 (昭和三十二年四月六日法律第五六号)抄 1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十四年四月二〇日法律第一四八号)抄 1 この法律は、昭和三十四年四月十一日から施行する。

4 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十七年四月二日法律第六七号)抄 1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第十八條 この法律の施行前にした国税に係る違反行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる国税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九條 国税通則法附則及び前十八條に定めるもののほか、国税通則法及びこの法律第一章の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和三十九年三月三十一日法律第三二二号)抄 1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

8 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる揮発油税及び地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四〇年三月三十一日法律第三六号)抄 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則 (昭和四一年三月三十一日法律第三九号)抄 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第二条 次に掲げる酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又はトランプ類税(以下「内国消費税」という。)については、この附則に別段の定めがある場合を除くほか、なお従前の例による。

一 昭和四十一年四月一日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであつた内国消費税

二 施行日前に改正前の酒税法、砂糖消費税、物品税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法又はトランプ類税法(以下「旧酒税法等」という。)の規定により、保税地域地域の引取りに係る課税標準の申告書を保税地域の所在地の所轄税関長に提出した日、同日において当該保税地域に現存する内国消費税の課される物品(以下「課税物品」という。)に課すべき内国消費税

三 施行日前に旧酒税法等又は改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に關する法律、租税特別措置法若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第六十九号)第三條において準用する場合を含む。)の規定により内国消費税の免除に係る税関長の承認を受けた課税物品に係る内国消費税

四 施行日前に改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に關する法律第五條第一項又は第七條第一項の規定により内国消費税の免除を受けた課税物品に係る内国消費税

2 指定日以後における次に掲げる内国消費税(前項各号に掲げる内国消費税を除く。)については、なお従前の例(指定日の前日において適用される内国消費税に關する法令の例をいう。)による。

一 施行日から指定日の前日までの間に課した、又は課すべきであつた内国消費税
二 施行日から指定日の前日までの間に旧酒税法等の規定により保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書を保税地域の所在地の所轄税関長に提出したが、同日において当該保税地域に現存する課税物品に課すべき内国消費税
三 施行日から指定日の前日までの間に關税法第六十七條の規定による輸入の申告をした課税物品で前二號の規定に該當しないものに係る内国消費税

適用を受けて揮発油の製造場から移出された揮発油又は旧法第十四條の二第一項の規定により揮発油税の免除を受けて保税地域から引き取られた揮発油で、施行日に保税地域に現存し、又は同日以後に保税地域に移入されるものは、改正後の揮発油税法(以下この條において「新法」という。)第十四條第六項又は第十四條の二第五項の揮発油とみなす。

2 旧法第十四條第一項の規定を受けて揮発油の製造場から移出された揮発油が保税地域に移入された場合の施行日以後の手續については、新法第十四條第七項の規定を適用する。

3 施行日前に旧法第十四條第八項各号に掲げる場合に該當することとなつた揮発油が同日に該各号に規定する揮発油の製造場に現存するときは、同日に当該揮発油が当該揮発油の製造場に移入されたものとみなして、新法及び改正後の地方道路税法の規定を適用する。

4 施行日に保税地域に該當する揮発油の製造場において、關税法第二條第一項第四号に規定する内国貨物に該當する揮発油を所持する者は、当該揮発油を貯蔵している当該製造場ごとに、当該製造場の位置、当該揮発油の所持数量その他政令で定める事項を、同日から一月以内に、当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で届け出なければならない。

5 新法第四條の規定により揮発油の製造場とみなされる場所において、關税法第二條第一項第四号に規定する内国貨物に該當する揮発油を製造している者が、既に旧法第二十三條第一項の税関長に同項前段の規定による申告をしている場合には、その者が施行日に新法第二十三條第一項の税務署長に同項前段の規定による申告をしたものとみなす。(政令への委任)

第九條 關税法等の一部を改正する法律附則第一項から第六項まで、關稅定率法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十七号)附則及び附則第一條から前條までに定めるもののほか、これらの法律及びこの法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第十條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる内国消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四十七年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則（昭和五十一年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則（昭和五十六年五月二七日法律第五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年五月二七日法律第五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年五月二七日法律第五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年五月二七日法律第五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年五月二七日法律第五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年五月二七日法律第五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第三項並びに第九十四条において同じ。）は、施行日以後に第四条の規定による改正後の地方揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

3 地方道路税法第八十八条第二項の規定により提供された担保は、地方揮発油税法第八十八条第二項の規定により提供された担保とみなす。

4 施行日前に揮発油の製造者がその製造場から移出し、又は他の揮発油の製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた揮発油を、当該製造場に戻し入れ、又は移入した場合において、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油税法第九条第一項の規定による控除又は還付を受けるときは、同項及び同条第二項中「地方揮発油税額」とあるのは、「地方道路路税額」として、これらの規定を適用する。

5 施行日前に揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を、その製造を廃止した後当該製造場であった場所に戻し入れた場合において、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油税法第九条第一項の規定による控除又は還付を受けるときは、同項及び同条第二項中「地方揮発油税額」とあるのは、「地方揮発油税額」として、これらの規定を適用する。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することにより一段と注力して行われるものとする。

1 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組み）の仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

2 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

3 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討する

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第三項並びに第九十四条において同じ。）は、施行日以後に第四条の規定による改正後の地方揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

3 地方道路税法第八十八条第二項の規定により提供された担保は、地方揮発油税法第八十八条第二項の規定により提供された担保とみなす。

4 施行日前に揮発油の製造者がその製造場から移出し、又は他の揮発油の製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた揮発油を、当該製造場に戻し入れ、又は移入した場合において、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油税法第九条第一項の規定による控除又は還付を受けるときは、同項及び同条第二項中「地方揮発油税額」とあるのは、「地方揮発油税額」として、これらの規定を適用する。

5 施行日前に揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を、その製造を廃止した後当該製造場であった場所に戻し入れた場合において、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油税法第九条第一項の規定による控除又は還付を受けるときは、同項及び同条第二項中「地方揮発油税額」とあるのは、「地方揮発油税額」として、これらの規定を適用する。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することにより一段と注力して行われるものとする。

1 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組み）の仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

2 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

3 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討する

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第三項並びに第九十四条において同じ。）は、施行日以後に第四条の規定による改正後の地方揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

こと。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日イからチまで 略
- リ 第九条の規定（地方揮発油税法第十三条第一項の改正規定を除く。）

（罰則に関する経過措置）

第百四十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年三月三十一日法律第一二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四十四号）の公布の日から施行する。

附則（平成二十三年六月三十一日法律第八二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日イからチまで 略
- リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条第二項の改正規定

（罰則に関する経過措置）

第九十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年二月二日法律第一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 から四まで 略
- 五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日イからチまで 略
- リ 第十条及び附則第三十三条第四項の規定（酒税法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条

4 平成二十四年十二月三十一日以前に第十条の規定による改正前の地方揮発油税法（以下「旧地方揮発油税法」という。）第十四条の第二項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）
第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（納税環境の整備に向けた検討）

第百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 から四まで 略
- 五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日イからハまで 略
- ニ 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三

項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十四条まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

（罰則に関する経過措置）

第百四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三十三年三月三十一日法律第七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三十一年三月二十九日法律第六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 から十一まで 略
- 十二 次に掲げる規定 令和十六年四月一日イ 第七条及び第八条の規定並びに附則第二十六条の規定

（罰則に関する経過措置）

第百十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和六年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 次に掲げる規定 令和六年十月一日

イからニまで 略

ホ 第八条の規定並びに附則第十六条及び第六十四条の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。